

契約上の合意に基づき再生債権を自働債権としてなした三者間相殺の効力

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 平成 28 年 7 月 8 日
【事 件 番 号】 平成 26 年（受）第 865 号
【事 件 名】 清算金請求事件
【裁 判 結 果】 原判決取消・請求一部認容
【参 照 法 令】 民事再生法 92 条・93 条の 2 第 1 項 1 号
【掲 載 誌】 裁時 1655 号 4 頁

LEX/DB 文献番号 25448048

事実の概要**1 原被告間の取引**

原告 X（リーマン・ブラザーズ証券）は、平成 19 年 2 月 1 日、被告 Y（野村信託銀行）との間に通貨オプション取引及び通貨スワップ取引に関する基本契約（以下「X 基本契約」）を締結して取引をしていた。X 基本契約は、国際スワップ・デリバティブズ協会（「ISDA」）が作成したデリバティブ取引の標準契約書である「ISDA マスター契約」と、そこに選択肢や特則が定められている場合に当事者が選択した選択肢等を示す「スケジュール」と呼ばれる添付別紙とから成り、両者が一体として基本契約を構成する。なお、原告の親会社（リーマン・ブラザーズ・ホールディングズ。以下「LBHI」）は、信用保証状を差し入れて、上記契約における「信用保証提供者」となった。

2 原告と Z（自働債権の債権者）との取引

他方 X は、Z（野村証券）との間に、平成 13 年 11 月 26 日、上記とは別に ISDA マスター契約と添付スケジュールによる基本契約（以下「Z 基本契約」）を締結して、同様の取引を行っていた。なお、Y と Z はいずれも野村ホールディングスの完全子会社である。

3 清算金と三者間相殺約定

LBHI は、平成 20 年 9 月 15 日、米国連邦破産法第 11 章（「チャプター 11」）の適用申請を行った。上記両基本契約上、当事者の関係会社（直接的又は間接的に議決権の過半数を所有し、又は所有

される等の関係にある主体）や信用保証提供者が破産決定その他救済を求める手続（チャプター 11 等）の開始申立てを行うことは、基本契約上の取引の期限前終了事由となっており、上記両取引は同日期限前終了した。その場合、その手続の申立側当事者は、相手方に対し、スケジュールで定められた方法により計算された損害と費用を清算金として支払うものとされており、Z は、X に対して、Z 基本契約に基づく清算金の請求権として約 17 億円の債権を取得した。他方、X は、X 基本契約に基づき、Y に対して、同様の清算金として 11 億円余の支払を請求した（なお、この額は一審判決で約 4 億円と認定され、二審でも維持された。）。

X 基本契約のスケジュールには、ある当事者（本件では X）に期限前終了事由が生じて期限前終了日が指定されたときは、相手方 Y は、X が Y 及び Y の関係会社に対して有する債務（という訳語が一審判決の認定上使われている。）を、Y 及び Y の関係会社が X に対して有する債務と相殺する、又は前者を後者に充当する権利を有するとの相殺条項がある¹⁾。

4 X の再生手続開始と Y による相殺の意思表示

X は、平成 20 年 9 月 19 日東京地方裁判所において再生手続開始決定を受けた。Y は、その債権届出期間内である同年 10 月 2 日に、X 基本契約のスケジュールに基づき約 4 億円の清算金支払債務を負っているとして、この清算金支払債務（つまり X の Y に対する清算金請求権）と、Y の関係会社である Z が X に対して有する清算金請求権（再生債権）とを、X 基本契約におけるスケジュール

に基づいて相殺する旨通知した。そしてZは、同日、Xに対し、この相殺に同意している旨通知した。

これに対して、Xが、Yに対して、Yに対する清算金請求権は約11億円であるとしてその支払を求めたのが本訴である。Yは、その額を争うとともに、上記X基本契約に基づく三者間相殺の抗弁を出した。Xはこの相殺は民事再生法93条の2第1項1号（再生手続開始後に他人の再生債権を取得したとき）に該当し、許されないと主張した。

5 原審判決

一審²⁾・二審³⁾とも相殺を認めて請求棄却・控訴棄却。

控訴審判決は、再生手続開始時点において再生債権者が再生債務者に対して債務を負担している場合と同様に相殺の合理的期待が存し、かつ相殺が再生債権者間の公平、平等を害しない場合には、その相殺は民事再生法が制限する相殺には当たらないとして本件を検討し、本件では、相殺条項の合意時に、XとYは、XのYに対する債権とZのXに対する債権とが相互に引き当てになりうることを十分に認識し、グループ企業同士で総体的にリスク管理をすることを企図していたこと、ZがYの関係会社に該当することはXも容易に認識し得たこと、民事再生申立てにより期限の利益喪失事由が発生した場合、相手方の関係会社が有する再生申立会社に対する債権の実質的な価値は相当程度下落していること、XとYには関係会社が相殺に同意することは容易に想定できること、本件の自働債権はZ基本契約に基づくものであること、Z基本契約でも三者間相殺を定めた条項が設けられていること、Yが他と締結したISDA基本契約にも本件と同様の相殺条項があること、多数の金融機関がデリバティブ取引に関与しており、金融機関においては持株会社の設立等による分社化が進んでいることからすると、本件のような三者間相殺を定めた契約は、分社化が進んだ金融機関におけるデリバティブ取引慣行といえる程度に広く用いられていたと推認されることを指摘して、本件では、再生手続開始時点において再生債権者が再生債務者に対して債務を負担している場合と同様の相殺の合理的期待が存在するとし、さらに本件相殺は債権者間の公平、平等を害するとはいえないとして、本件相殺を認めた。

判決の要旨

原判決変更、請求一部認容。

民事再生法92条「1項は『再生債務者に対して債務を負担する』ことを要件とし、民法505条1項本文に規定する2人が互いに債務を負担するとの相殺の要件を、再生債権者がする相殺においても採用しているものと解される。そして、再生債務者に対して債務を負担する者が他人の有する再生債権をもって相殺することができるものとするとは、互いに債務を負担する関係にない者の間における相殺を許すものにほかならず、民事再生法92条1項の上記文言に反し、再生債権者間の公平、平等な扱いという上記の基本原則を没却するものというべきであり、相当ではない。このことは、完全親会社を同じくする複数の株式会社それぞれ再生債務者に対して債権を有し、又は債務を負担するときには、これらの当事者間において当該債権及び債務をもって相殺することができる旨の合意があらかじめされていた場合であっても、異なるものではない。

したがって、再生債務者に対して債務を負担する者が、当該債務に係る債権を受働債権とし、自らと完全親会社を同じくする他の株式会社が有する再生債権を自働債権としてする相殺は、これを行うことができる旨の合意があらかじめされていた場合であっても、民事再生法92条1項によりすることができる相殺に該当しないものと解するのが相当である。」

判例の解説

一 三者間相殺の可否

民法506条に基づき一方当事者の意思表示によってなす相殺について、民法505条1項は、「二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において」と規定して、二者間の債権債務の対立を要件とする。これに対して、甲乙二者間の合意により、二者以外の他人丙の債権を自働債権としてする三者間相殺を正面から認めた規定は、民法にはない⁴⁾。そして、最判平7・7・18（裁判集民176号415頁、金法1457号37頁）は、甲乙二者間の相殺予約に基づき、甲の乙に対する債権を自働債権とし、乙の丙に対する債権を受働債権としてなした受働債権の差押え後の相殺について、

実質的には丙に対する債権譲渡といえるとして、差押債権者への対抗を否定している。

これに対して、本件控訴審判決は、本件事例における判断として、XY二者でなしたZの債権を自働債権とする相殺合意について、Zの同意を停止条件とする相殺合意として有効とし、かつ後記の通り、この条件が再生債権届出期間経過前に成就して相殺適状が生ずることを要件として相殺を認めた。

すなわち、控訴審判決は、「当該契約の解釈上、何らかの要件を加えることが可能であり、これにより契約の趣旨、目的を達成することが可能であるならば、そのような解釈を行うことで当該契約の効力を認めるのが相当である。」との限定解釈の手法を示し、その上で、本件相殺条項が合意された趣旨、目的を検討し、デリバティブ取引におけるリスク回避の実態を指摘し、さらに本件が世界有数の金融グループであるリーマン・ブラザーズグループに属する証券会社Xと、世界有数の投資銀行・証券持株会社である野村ホールディングスの100%子会社である証券会社Yとの間の合意であって、このようなグループ企業間のデリバティブ取引においては、「グループ全体でのリスク管理、リスク分散の要請も高い」とし、「本件相殺条項は、当事者間において、相当の合理性をもって合意されたものと認めるのが相当である。そして、相殺により契約当事者ではない関係会社の債権を消滅させることについては、少なくとも当該関係会社の同意があれば、これを認めることが可能であるといえる。したがって、本件においては、本件相殺条項は、非期限の利益喪失当事者に対し、期限前終了事由が発生することと、非期限の利益喪失当事者が、関係会社の同意を停止条件として、関係会社を含めて債権債務の相殺を行う権限を認めた規約として合意されたものと解するのが相当」であるとした。

二 民事再生法 92 条と 93 条の 2 第 1 項 1 号

1 民事再生法の規定

上記の控訴審判決の判断枠組みによれば、本件は、このような相殺において、停止条件が再生手続開始決定後に成就した事例ということになる。

民事再生法 92 条は、相殺の要件として、「再生債権者が再生手続開始当時再生債務者に対して債務を負担する場合において」と定める。再生債

権は、再生手続開始決定後は再生計画の定めによらなければ行使できないが（同法 85 条 1 項）、相殺はその例外である。この場合、双方の債権債務が互いに担保しあっていると見ることができ、再生手続開始前から双方に合理的な相殺期待があるといえ、相殺による優先回収を認めても他の再生債権者を不当に害することにはならないとの趣旨に基づく。したがって、再生手続開始後に取得した他人の再生債権を自働債権とする相殺は合理的な相殺の期待に裏付けられず許されない（民事再生法 93 条の 2 第 1 項 1 号）。

そうすると、上記によれば、再生手続開始後に他人であるZの債権を自働債権として相殺するための条件が成就した場合といえるから、上記法条に照らすと、本件相殺は再生手続開始後の再生債権取得と同様に許されないのではないかが問題とされる。

2 控訴審判決の考え方

控訴審判決は、本件は二当事者間の相殺ではないが、目的物の授受を省略して差引計算を行い清算を行うという点では二者間相殺と同じであるとし、直ちに民事再生法が前提としない相殺とまではできないとする。本件では、X基本契約の締結時点で、期限前終了事由発生時には三者間相殺がされて両債権が引当てになりうることにについて双方が十分認識し、「グループ企業同士で総体的にリスク管理することを企図していた」とし、その他本件における前記のような事情を認定して、本件においては、「再生手続開始時点において再生債権者が再生債務者に対して債務を負担している場合と同様の相殺の合理的期待が存在すると認めるのが相当である。」とし、本件は民事再生法 93 条の 2 第 1 項によって禁止される場合には当たらないとした。

3 最高裁判決の考え方

これに対して最高裁は、民事再生法 92 条 1 項が再生債権者が再生債務者に対して債務を負担する場合と規定したことを重視し、2 人が互いに債務を負担するという要件を欠く相殺は、同項の文言に反し許されないとした⁵⁾。千葉勝美裁判官は、本判決の補足意見において、再生債権の再生計画外での行使禁止の例外として相殺が許されるのは、他の再生債権との関係でも債権者平等原則の

趣旨に反しないためであるとする。同補足意見は、当事者が倒産状態となり自由な財産処分が許されなくなった場面では、法の規制が契約自由の原則に優先して働くとし、相殺の処理が許容されるのは法 92 条 1 項の規定する民法 505 条の規定する相殺に限られるとして、同一当事者間の債権債務の「相互性」を要求する。千葉裁判官は、デリバティブ取引において、Y と Z との関係が一体的なものかどうかの評価に関わる両者間の組織上の関連性（資本や人事等の関連性）や営業活動等の関連性（営業方針、情報、経営戦略等の関連性）のいかんでは、相互性が実質的に認められる場合もあるとするが、本件では、グループに属する子会社であっても基本契約外の第三者であり、相殺に供される Z の債権がデリバティブ取引によるとの限定規定もなく、X が経営破綻状態となった時点で Z が同意するかは Z の経営判断にかかるとして、本件では「相互性」が実質的に認められるとはいえないとする。

4 本件の争点・価値判断

結局、本件は、再生債権の弁済禁止の例外として相殺を認める際に、民法の定める二当事者間の債権債務の対立を必須の要件と見るか（最高裁判決）、それとも実質的に合理的な相殺の期待があると判断できるなら三者間での清算を図る相殺（的）清算合意も民事再生法の趣旨に反しないと見るか（控訴審判決）の価値判断の対立といえる。千葉裁判官の補足意見は、本件事例の結論としては否定するが、実質的な相互性が認められる事例の存在を肯定する考えで、上記両者の中間にあるとも評価しうる。

この点、小野傑・控訴審判決判批⁶⁾は、企業会計、会社法、金融商品取引法、その他種々のルールで、経済的実態として企業グループという視点が重視されているのに、民法には自分と他人という関係しか登場せず、企業グループという発想が存在しない窮屈さ、実社会との乖離を指摘する。逆に柴崎暁・控訴審判決の判批⁷⁾は、法定相殺合意以外に「相殺合意」が可能であるとしても、2 人互いに債権債務の関係を有すること（相互性）だけは要するとし、「むしろ『三者間相殺』の観念が日本私法における相殺の観念に抵触するということこそ問題にすべきではないのか」と述べる⁸⁾。

筆者は、法文の文言からすれば、原則としては

相互性が求められるとしても、実質的に見て二当事者間の債権債務の対立と同様に三者間で一括清算を図ることが相当な事実関係がある場合に、再生手続開始前の契約により、明確な要件を示して三者間清算決済の合意が形成されていて、再生前からそこに高度の相殺の合理的期待が存したものと評価しうる場合、たとえば本件のような事例では、相殺を認めてよいものと解する。この場合、実質的に他の再生債権者は、再生債務者の有する債権を、一般債権の引当てとして期待できない状況にあり、そのような場合には合理的な相殺期待があると評価でき、再生債権の手続外行使の例外としての相殺を認めて保護しても、再生債権者間の公平、平等を害するものとはいえないからである。現今の企業グループの経済活動の実態や、先進的な経済取引を見ると⁹⁾、民法の二当事者間取引のみを念頭において民事再生法を解釈するのでは、本件のような事案では、同法の解釈が新しい経済取引の実情に追いつかないこととなり、倒産・再生の現場の要請に応えた権利関係の適切な調整（民事再生法 1 条参照）に齟齬を来しかねないものと思われる。

●——注

- 1) なお、Z 基本契約にも同様の相殺条項があるが、そこでは、関係会社の債権を自働債権とするときは、当該関係会社の同意を得る旨の条項が存する。
- 2) 東京地判平 25・5・30 金判 1421 号 16 頁。
- 3) 東京高判平 26・1・29 金判 1437 号 42 頁。
- 4) なお、民法 436 条 2 項、457 条 2 項参照。
- 5) 最高裁判決の判示からすると、三者間であらかじめ相殺合意をしていた場合であっても、民事再生手続下では相殺は許されないと解しているものと見られる。
- 6) 小野傑「本件控訴審判決の判批」金法 2001 号（2014 年）48 頁以下（51 頁部分）。
- 7) 柴崎暁「本件控訴審判決の判批」金判 1482 号（2016 年）16 頁以下（18 頁部分、脚注 11）。
- 8) このほか、控訴審判決の判批として、遠藤元一・金判 1444 号（2014 年）2 頁以下がある。
- 9) デリバティブ取引に関しては、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律が制定されているほか、破産法 58 条 5 項は一括清算を認め、民事再生法 51 条で再生手続にも準用され、立法化も進んできている。

弁護士 伊藤 尚